

平成26年度 「アジア地域にまん延している疾病に関する研究」委託に係る仕様書

1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（アジア地域にまん延している疾病に関する研究）」

2. 事業の目的

昭和40年1月13日に発表された佐藤総理大臣とジョンソン・アメリカ合衆国大統領の共同声明及び同年6月1日の閣議了解に基づき、アジア地域にまん延している疾病に関する研究を日米両国で共有して行うことを目的とした「日米医学協力計画」を実施する。そして、日米医学協力委員会は、これらの疾病に関して研究計画を立案し、本協力計画が円滑に実施されるための方途を検討し、必要に応じその結果を日米両国に報告等を行う。

3. 事業の概要等

本研究事業では、日米医学協力委員会が設置した専門部会である栄養・代謝、環境ゲノミクス・疾病、エイズ、肝炎、寄生虫疾患、ウイルス性疾患、結核・ハンセン病、急性呼吸器感染症、コレラ・細菌性腸管感染症の各専門部会において、必要に応じて米国の研究者と協力して各分野における基礎的、疫学的又は臨床医学的な研究を行い、日米医学協力委員会が各専門部会の研究を取りまとめることとする。

4. 予算額

1課題あたり上限83,022千円程度

5. 実施期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

7. 納入期限

平成27年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省大臣官房厚生科学課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか

(イ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(エ) 研究者の資質、施設の能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 総合的に勘案すべき事項

- (ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

- (イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省大臣官房厚生科学課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省大臣官房厚生科学課と協議の上、決定する。